

## 1. 教育委員会調査

平成28年度（2016年度）

|  |  |
|--|--|
| 1. 全体  |  |
| I. 消費者行政部局、消費者団体、企業等との連携状況について   |  |
| 問1   | 消費者行政部局等との連携のため、連絡協議会を設置しているか<br>(設置している場合)<br>問2 連絡協議会の構成メンバー（選択）<br>問3 連絡協議会の設置による効果（選択）<br>問4 連絡協議会における課題（選択） |
| 問5   | (設置していない場合)<br>問5 連絡協議会を設置していない理由  |
| 問6   | 消費者教育推進法及び基本方針を踏まえ、「地域協議会」を設置したか   |
| 問7   | 連絡協議会や法律に基づく「地域協議会」に対してどのような役割を期待するか   |
| 問8   | 消費者教育推進に関する指針作成、事例集作成、教材開発等のための委員会・研究会等を設置したことがあるか<br>(ある場合)<br>問9 委員会・研究会等で何を実施したか                              |
| 問10  | 消費生活センターと連携して実施している取組、内容はどのようなものか  |
| 問11  | 消費者教育を推進する上で、消費生活センターに期待する役割や内容  |
| 問12  | 学校、消費者団体、事業者・事業者団体、大学等と連携をするためのコーディネートを行う人材や機関等はいるか  |
| 問13  | コーディネートを行う人材・機関について  |
| 問14  | 消費者団体や企業・事業者団体と連携して実施している取組はあるか、その連携先  |
| 問15  | 地方消費者行政推進交付金を活用した事業を行ったことがあるか<br>(ある場合)<br>問16 具体的な交付金の用途  |
| II. 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」及び「消費者教育推進法」及び「消費者教育基本方針」等を踏まえた今後の対応について <b>令和元年度以降、項目IVに</b> |  |
| 問17  | 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」、「消費者教育推進法」、「消費者教育基本方針」を踏まえ、新たに、もしくは拡充した取組はあるか<br>(ある場合)<br>問18 どのような取組を行ったか              |
| 問19  | 消費者教育フェスタに参加しているか  |
| 問20  | 教育委員会として「A. 現在重点的に行っている取組」、「B. 今後、特に重点的に行いたいと考えている取組」  |
| 問21  | 消費者教育を推進するにあたり課題と考えていること   |
| 問22  | 消費者教育の今後のあり方や課題、文科省の消費者教育施策等についてご意見・ご要望等   |

|         |  |
|---------|--|
| 2. 社会教育 |  |
| 問1      | 平成28年度に実施した社会教育分野での消費者教育関連の取組はあるか<br>(ある、もしくは他部局の取組に協力している場合)<br>問2 教育委員会が実施・協力した消費者教育関連の取組<br>問3 教育委員会が実施・協力した消費者教育関連の取組の内容（テーマ）<br>問4 満18歳以上の選挙参加、成年年齢引下げの議論を踏まえ、「社会教育分野」で新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか<br>(問4である、もしくは今後実施予定)<br>問4-1 新たに又は拡充して実施することになった取組<br>問4-2 その取り組みで目指すものは何か<br>(問2で講座やイベント等の実施を選択)<br>問5 社会教育における消費者教育関連の取組について、平成27年度実施、あるいは平成28年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答 |

|         |  |
|---------|--|
| 3. 学校教育 |  |
| 問1      | 学校において実施している消費者教育関連の取組について、平成27年度実施、あるいは平成28年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答  |
| 問2      | 満18歳以上の選挙参加、成年年齢引下げの議論を踏まえ、「学校教育分野」で新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか<br>(ある、もしくは今後実施予定)<br>問2-1 新たに又は拡充して実施することになった取組<br>問2-2 その取り組みで目指すものは何か |
| 問3      | 平成28年度に実施する教職員対象の研修において消費者教育に関する内容を扱っているか  |
| 問4      | 教職員研修制度の実施内容について（消費者教育に特化した研修を実施しているか等）<br>(問4で特化した研修を実施している)<br>問5 消費者教育に特化した研修の実施内容<br>(問4で研修の一部に消費者教育を含む)<br>問6 教職員研修の一部で実施している消費者教育の実施内容       |
| 問7      | 平成28年度に実施する管理職対象の研修において消費者教育に内容を扱っているか<br>(問7で扱っている場合)<br>問8 管理職研修制度の実施内容について（消費者教育に特化した研修を実施しているか等）   |

令和元年度（2019年度）

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| I. 消費者行政部局、消費者団体、企業等との連携状況について |  |
| 問1                             | 自治体の教育振興基本計画の中に消費者教育に関する記載はあるか<br>(ある場合)<br>問2 教育振興基本計画にどのように記載してあるか   |
| 問3                             | 消費者教育推進法及び基本方針を踏まえ、「地域協議会」を設置したか   |
| 問4                             | 連絡協議会や法律に基づく「地域協議会」に対してどのような役割を期待するか   |
| 問5                             | 消費生活センターや企業・団体と連携をして消費者教育を実施しているか、連携先としてあてはまるもの<br>(実施している場合)<br>問6 連携先とどのような取組を行っているか。<br>(実施していない場合)<br>問7 連携した取組を行っていない、出ていない理由 |
| 問8                             | 消費者教育を推進する上で、消費生活センターに期待する役割や内容  |
| 問9                             | 学校、消費者団体、事業者・事業者団体、大学等と連携をするためのコーディネートを行う人材や機関等はいるか  |
| 問10                            | コーディネートを行う人材・機関について  |
| 問11                            | 地方消費者行政推進交付金を活用した事業を行ったことがあるか<br>(ある場合)<br>問12 具体的な交付金の用途  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| II. 社会教育関連の取組について |   |
| 問1                | 2019年度に実施した社会教育分野での消費者教育関連の取組はあるか<br>(ある、もしくは他部局の取組に協力している場合)<br>問2 自治体が実施・協力した消費者教育関連の取組<br>問3 教育委員会が実施・協力した消費者教育関連の取組の内容（テーマ）<br>問4 成年年齢引下げを踏まえ、「社会教育分野」で新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか<br>(問4である、内容を変更、今後実施予定)<br>問5 新たに又は拡充して実施することになった取組<br>問6 その取り組みで目指すものは何か<br>(問1である、もしくは他部局の取組に協力している場合)<br>問7 社会教育における消費者教育関連の取組について、2018年度実施、あるいは2019年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答 |

|                    |   |
|--------------------|---|
| III. 学校教育関連の取組について |   |
| 問1                 | 学校の消費者教育の取組を支援する自治体の事業について、2018年度実施、あるいは2019年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答   |
| 問2                 | 成年年齢引下げを踏まえ、「学校教育分野」で新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか<br>(ある、内容を変更、今後実施予定)<br>問3 新たに又は拡充して実施することになった取組<br>問4 その取り組みで目指すものは何か   |
| 問5                 | 自治体において、2019年度に教職員対象の研修を実施しているか。<br>(実施している場合)<br>問6 2019年度に実施する教職員対象の研修について、当てはまる区分（初任者、中堅等）と対象（幼、小、中、高等）<br>問7 2019年度に実施する教職員対象の研修において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>(問7で扱っている場合)<br>問8 消費者教育に関する内容を扱っている研修の内容 |
| 問9                 | 2019年度に実施する管理職対象の研修において消費者教育に内容を扱っているか<br>【以降、都道府県・指定都市のみ】  |
| 問10                | 教育公務員特例法第22条の5において規定する協議会（教員育成協議会）やその分科会等に、消費者行政部局等、消費者教育に関係する団体が構成員として参加しているか  |
| 問11                | 教育公務員特例法第22条の5において規定する協議会（教員育成協議会）やその分科会等において、消費者教育に関する内容について検討を行ったことがあるか   |
| 問12                | 自治体で実施する教員免許状更新講習において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>※ (問12で扱っている場合)<br>問13 消費者教育に関する内容を扱う教員免許状更新講習の内訳  |

|               |  |
|---------------|--|
| IV. 今後の対応について |  |
| 問1            | 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の改訂、「消費者教育推進法」、「消費者教育基本方針」の変更を踏まえ、新たに、もしくは拡充した取組はあるか<br>(ある場合)<br>問2 どのような取組を行ったか |
| 問3            | 自治体として「A. 現在重点的に行っている取組」、「B. 今後、特に重点的に行いたいと考えている取組」  |
| 問4            | 消費者教育を推進するにあたり課題と考えていること   |
| 問5            | 消費者教育の今後のあり方や課題、文科省の消費者教育施策等についてご意見・ご要望等   |

令和3年度（2021年度）

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| I. 消費者行政部局、消費者団体、企業等との連携状況について |  |
| 問1                             | 自治体の教育振興基本計画の中に消費者教育に関する記載はあるか<br>(ある場合)<br>問2 教育振興基本計画にどのように記載してあるか   |
| 問3                             | 消費者教育推進法及び基本方針を踏まえ、「地域協議会」を設置したか   |
| 問4                             | 連絡協議会や法律に基づく「地域協議会」に対してどのような役割を期待するか   |
| 問5                             | 消費生活センターや企業・団体と連携をして消費者教育を実施しているか、連携先としてあてはまるもの<br>(実施している場合)<br>問6 連携先とどのような取組を行っているか。<br>(実施していない場合)<br>問7 連携した取組を行っていない、出ていない理由 |
| 問8                             | 学校、消費者団体、事業者・事業者団体、大学等と連携をするためのコーディネートを行う人材や機関等はいるか  |
| 問9                             | コーディネートを行う人材・機関について  |
| 問10                            | 地方消費者行政推進交付金を活用した事業を行ったことがあるか<br>(ある場合)<br>問11 具体的な交付金の用途  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| II. 社会教育関連の取組について |  |
| 問1                | 2020年度に実施した社会教育分野での消費者教育関連の取組はあるか<br>(ある、もしくは他部局の取組に協力している場合)<br>問2 自治体が実施・協力した消費者教育関連の取組<br>問3 教育委員会が実施・協力した消費者教育関連の取組の内容（テーマ）<br>問4 成年年齢引下げを踏まえ、「社会教育分野」で新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか<br>(問4である、内容を変更、今後実施予定の場合)<br>問5 新たに又は拡充して実施することになった取組<br>問6 その取り組みで目指すものは何か<br>(問1である、もしくは他部局の取組に協力している場合)<br>問7 社会教育における消費者教育関連の取組について、2020年度実施、あるいは2021年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答 |

|                    |   |
|--------------------|---|
| III. 学校教育関連の取組について |   |
| 問1                 | 学校の消費者教育の取組を支援する自治体の事業について、2020年度実施、あるいは2021年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答   |
| 問2                 | 成年年齢引下げを踏まえ、「学校教育分野」で新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか<br>(ある、内容を変更、今後実施予定)<br>問3 新たに又は拡充して実施することになった取組<br>問4 その取り組みで目指すものは何か   |
| 問5                 | 自治体において、2021年度に教職員対象の研修を実施しているか。<br>(実施している場合)<br>問6 2021年度に実施する教職員対象の研修について、当てはまる区分（初任者、中堅等）と対象（幼、小、中、高等）<br>問7 2021年度に実施する教職員対象の研修において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>(問7で扱っている場合)<br>問8 消費者教育に関する内容を扱っている研修の内容 |
| 問9                 | 2019年度に実施する管理職対象の研修において消費者教育に内容を扱っているか<br>【以降、都道府県・指定都市のみ】  |
| 問10                | 教育公務員特例法第22条の5において規定する協議会（教員育成協議会）やその分科会等に、消費者行政部局等、消費者教育に関係する団体が構成員として参加しているか  |
| 問11                | 教育公務員特例法第22条の5において規定する協議会（教員育成協議会）やその分科会等において、消費者教育に関する内容について検討を行ったことがあるか   |
| 問12                | 自治体で実施する教員免許状更新講習において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>※ (問12で扱っている場合)<br>問13 消費者教育に関する内容を扱う教員免許状更新講習の内訳<br>問14 教員免許状更新講習において、消費者教育に関する内容を扱っていない理由  |

|               |  |
|---------------|--|
| IV. 今後の対応について |  |
| 問1            | 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の改訂、「消費者教育推進法」、「消費者教育基本方針」の変更を踏まえ、新たに、もしくは拡充した取組はあるか<br>(ある場合)<br>問2 どのような取組を行ったか |
| 問3            | 自治体として「A. 現在重点的に行っている取組」、「B. 今後、特に重点的に行いたいと考えている取組」  |
| 問4            | 消費者教育を推進するにあたり課題と考えていること   |
| 問5            | 消費者教育の今後のあり方や課題、文科省の消費者教育施策等についてご意見・ご要望等   |

※ 令和4年5月に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、令和4年7月1日から教員免許更新制が廃止された。

|    |                                     |
|----|-------------------------------------|
| 凡例 | …消費者行政部局、消費者団体、企業等との連携状況について、共通する項目 |
|    | …社会教育関連の取組について、共通する項目               |
|    | …学校教育関連の取組について、共通する項目               |
|    | …今後の対応について、共通する項目                   |
|    | …資料2に関する項目                          |
|    | …令和元年度・令和3年度調査において削除された項目           |

2. 大学等（大学・短期大学・高等専門学校）調査

平成28年度（2016年度）

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| I. 学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について |   |
| 問1                                | 消費者問題について、学生に対してどのような方法で啓発・情報提供を行っているか<br>(特になし以外を選択した場合) |
| 問2                                | 消費者問題について、学生に対してどのような内容の啓発・情報提供を行っているか                    |
| 問3                                | 教職員に対して消費者問題に関する啓発・情報提供を行っているか<br>(特になし以外を選択した場合)         |
| 問4                                | 教職員に対する啓発・情報提供を行っている場合、具体的な内容                             |
| 問5                                | 学生からの消費者問題についての相談は、どのような窓口において対応しているか                     |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| II. 大学等において実施している消費者教育関連の取組について |   |
| 問6                              | Iの啓発・情報提供や相談窓口のほかに、学生への消費者教育について行っている取組<br>(問6で「講義やゼミにおいて、消費者問題に関する教育・研究を行っている」もしくは「講義やゼミにおいて、持続可能な消費者市民社会の形成に関する教育・研究を行っている」を選択した場合)<br>講義やゼミにおける消費者問題に関する教育・研究について、平成27年度実施、あるいは平成28年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答 |
| 問7                              | (問6で「地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動（公開講座等）を行っている」を選択した場合)<br>地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動について、平成27年度実施、あるいは平成28年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的な内容、連携先機関等を回答  |
| 問8                              | (問6で「消費者問題をテーマとしている学生のサークル・自主活動について支援している」を選択した場合)<br>学生のサークル・自主活動に対する支援について、平成27年度実施、あるいは平成28年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答   |
| 問9                              | (問6で「大学生協において、消費者問題に関する情報提供、啓発、講座等を実施している」を選択した場合)<br>大学生協の取組について、平成27年度実施、あるいは平成28年度実施の代表的・特徴的な取組について具体的に回答  |
| 問10                             | 貴学で実施する教員免許状更新講習において消費者教育に関する内容を扱っているか(※)   |
| 問11                             | 満18歳以上の選挙参加、成年年齢引下げの議論を踏まえ、新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか  |
| 問12                             | (問12である、もしくは今後実施予定)<br>問13-1 どのような取組を行ったか、もしくは行う予定か<br>問13-2 その取り組みで目指すものは何か  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| III. 他機関との連携状況について |   |
| 問14                | 学生の消費者問題に関する対応において、どのような機関と連携をしているか<br>(特に連携していない以外を選択した場合) |
| 問15                | 学生の消費者問題に関する対応において、他の機関とどのような連携を行っているか                      |
| 問16                | 大学コンソーシアムや既存の大学間連携において実施している消費者教育の取組                        |

|  |   |
|--|---|
| IV. 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」及び「消費者教育推進法」等を踏まえた今後の対応について |   |
| 問17  | 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」、「消費者教育推進法」、「消費者教育基本方針」を踏まえ、新たに、もしくは拡充した取組はあるか<br>(ある場合) |
| 問18  | どのような取組を行ったか  |
| 問19  | 消費者教育フェスタに参加しているか   |
| 問20  | 貴学において「A. 現在重点的に行っている取組」、「B. 今後、特に重点的に行いたいと考えている取組」                             |
| 問21  | 貴学において消費者教育を推進するにあたり課題と考えていること  |
| 問22  | 消費者教育の今後のあり方や課題、文科省の消費者教育施策等についてご意見・ご要望等  |

令和元年度（2019年度）

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| I. 学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について |   |
| 問1                                | 消費者問題について、学生に対してどのような方法で啓発・情報提供を行っているか<br>(特になし以外を選択した場合) |
| 問2                                | 消費者問題について、学生に対してどのような内容の啓発・情報提供を行っているか                    |
| 問3                                | 教職員に対して消費者問題に関する啓発・情報提供を行っているか<br>(特になし以外を選択した場合)         |
| 問4                                | 教職員に対する啓発・情報提供を行っている場合、具体的な内容                             |
| 問5                                | 学生からの消費者問題についての相談は、どのような窓口において対応しているか                     |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| II. 大学等において実施している消費者教育関連の取組について |  |
| 問6                              | Iの啓発・情報提供や相談窓口のほかに、学生への消費者教育について行っている取組<br>(問6で「講義やゼミにおいて、消費者問題に関する教育を行っている」もしくは「講義やゼミにおいて、持続可能な消費者市民社会の形成に関する教育を行っている」を選択した場合)<br>講義やゼミにおける消費者問題に関する教育について、2018年度実施、あるいは2019年度の代表的・特徴的な取組について具体的に回答 |
| 問7                              | (問6で「地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動（公開講座等）を行っている」を選択した場合)<br>地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動について、代表的・特徴的な取組について具体的な内容、連携先機関等を回答   |
| 問8                              | (問6で「消費者問題をテーマとしている学生のサークル・自主活動がある」を選択した場合)<br>学生のサークル・自主活動について、代表的・特徴的な取組について具体的に回答   |
| 問9                              | (問6で「大学生協において、消費者問題に関する情報提供、啓発、講座等を実施している」を選択した場合)<br>大学生協の取組について、代表的・特徴的な取組について具体的に回答   |
| 問10                             | 【（高等学校（公民）の教職課程を有する大学のみ）<br>貴学の教職課程において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>(扱う科目を開設している場合)<br>問12 どのような科目で消費者教育を扱っているか<br>(扱う科目を開設していない場合)<br>問13 高等学校（公民）の教職課程で、2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない理由                 |
| 問11                             | 【（高等学校（家庭）の教職課程を有する大学のみ）<br>貴学の教職課程において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>(扱う科目を開設している場合)<br>問15 どのような科目で消費者教育を扱っているか<br>(扱う科目を開設していない場合)<br>問16 高等学校（家庭）の教職課程で、2019年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない理由                 |
| 問12                             | 貴学で実施する教員免許状更新講習において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>(扱っている場合)<br>問18 消費者教育に関する内容を扱う教員免許状講習の内訳について<br>(扱っていない場合)<br>問19 教員免許状更新講習において消費者教育の内容を扱っていない理由  |
| 問13                             | 成年年齢引下げを踏まえ、新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか<br>(ある、内容を変更、今後実施予定)<br>問21 どのような取組を行ったか、もしくは行う予定か<br>問22 その取り組みで目指すものは何か  |

|                    |   |
|--------------------|---|
| III. 他機関との連携状況について |   |
| 問23                | 学生の消費者問題に関する対応において、どのような機関と連携をしているか<br>(特に連携していない以外を選択した場合) |
| 問24                | 学生の消費者問題に関する対応において、他の機関とどのような連携を行っているか                      |

|               |   |
|---------------|---|
| IV. 今後の対応について |   |
| 問25           | 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の改訂、「消費者教育推進法」、「消費者教育基本方針」の変更を踏まえ、新たに、もしくは拡充した取組はあるか<br>(ある場合) |
| 問26           | どのような取組を行ったか  |
| 問27           | 貴学において「A. 現在重点的に行っている取組」、「B. 今後、特に重点的に行いたいと考えている取組」                                   |
| 問28           | 貴学において消費者教育を推進するにあたり課題と考えていること  |
| 問29           | 消費者教育の今後のあり方や課題、文科省の消費者教育施策等についてご意見・ご要望等  |

令和3年度（2021年度）

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| I. 学生・教職員に対する消費者問題に関する啓発・情報提供について |   |
| 問1                                | 消費者問題について、学生に対してどのような方法で啓発・情報提供を行っているか<br>(特になし以外を選択した場合) |
| 問2                                | 消費者問題について、学生に対してどのような内容の啓発・情報提供を行っているか                    |
| 問3                                | 教職員に対して消費者問題に関する啓発・情報提供を行っているか<br>(特になし以外を選択した場合)         |
| 問4                                | 教職員に対する啓発・情報提供を行っている場合、具体的な内容                             |
| 問5                                | 学生からの消費者問題についての相談は、どのような窓口において対応しているか                     |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| II. 大学等において実施している消費者教育関連の取組について |  |
| 問6                              | Iの啓発・情報提供や相談窓口のほかに、学生への消費者教育について行っている取組<br>(問6で「講義やゼミにおいて、消費者問題に関する教育を行っている」もしくは「講義やゼミにおいて、持続可能な消費者市民社会の形成に関する教育を行っている」を選択した場合)<br>講義やゼミにおける消費者問題に関する教育について、2020年度実施、あるいは2021年度の特筆した取組について具体的に回答 |
| 問7                              | (問6で「地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動（公開講座等）を行っている」を選択した場合)<br>地域と連携した消費者問題に対する地域貢献活動について、代表的・特徴的な取組について具体的な内容、連携先機関等を回答   |
| 問8                              | (問6で「消費者問題をテーマとしている学生のサークル・自主活動がある」を選択した場合)<br>学生のサークル・自主活動について、代表的・特徴的な取組について具体的に回答   |
| 問9                              | (問6で「大学生協において、消費者問題に関する情報提供、啓発、講座等を実施している」を選択した場合)<br>大学生協の取組について、代表的・特徴的な取組について具体的に回答   |
| 問10                             | 貴学の教職課程（小学校）において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>(扱う科目を開設している場合)<br>問12 どのような科目で消費者教育を扱っているか<br>(扱う科目を開設していない場合)<br>問13 小学校の教職課程で、2021年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない理由   |
| 問11                             | 貴学の教職課程（中学校（社会））において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>(扱う科目を開設している場合)<br>問15 どのような科目で消費者教育を扱っているか<br>(扱う科目を開設していない場合)<br>問16 中学校（社会）の教職課程で、2021年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない理由                                 |
| 問12                             | 貴学の教職課程（中学校（家庭））において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>(扱う科目を開設している場合)<br>問18 どのような科目で消費者教育を扱っているか<br>(扱う科目を開設していない場合)<br>問19 中学校（家庭）の教職課程で、2021年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない理由                                 |
| 問13                             | 貴学の教職課程（高等学校（公民））において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>(扱う科目を開設している場合)<br>問21 どのような科目で消費者教育を扱っているか<br>(扱う科目を開設していない場合)<br>問22 高等学校（公民）の教職課程で、2021年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない理由                               |
| 問14                             | 貴学の教職課程（高等学校（家庭））において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>(扱う科目を開設している場合)<br>問24 どのような科目で消費者教育を扱っているか<br>(扱う科目を開設していない場合)<br>問25 高等学校（家庭）の教職課程で、2021年度、消費者教育に関する内容を扱う科目を開設していない理由                               |
| 問15                             | 貴学で実施する教員免許状更新講習において消費者教育に関する内容を扱っているか<br>(扱っている場合)<br>問27 消費者教育に関する内容を扱う教員免許状講習の内訳について<br>(扱っていない場合)<br>問28 教員免許状更新講習において消費者教育の内容を扱っていない理由  |
| 問16                             | 成年年齢引下げを踏まえ、新たに、もしくは拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組があるか<br>(ある、内容を変更、今後実施予定)<br>問30 どのような取組を行ったか、もしくは行う予定か<br>問31 その取り組みで目指すものは何か  |
| 問17                             | コロナ禍によって消費者教育の取組（講座や教材作成、研修等）に影響があったか  |
| 問18                             | コロナ禍での消費者教育の取組（講座や教材作成、研修等）で工夫したこと（オンラインによる講座の実施等）について回答   |

|                    |   |
|--------------------|---|
| III. 他機関との連携状況について |   |
| 問34                | 学生の消費者問題に関する対応において、どのような機関と連携をしているか<br>(特に連携していない以外を選択した場合) |
| 問35                | 学生の消費者問題に関する対応において、他の機関とどのような連携を行っているか                      |

|               |   |
|---------------|---|
| IV. 今後の対応について |   |
| 問36           | 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の改訂、「消費者教育推進法」、「消費者教育基本方針」の変更を踏まえ、新たに、もしくは拡充した取組はあるか<br>(ある場合) |
| 問37           | どのような取組を行ったか  |
| 問38           | 貴学において「A. 現在重点的に行っている取組」、「B. 今後、特に重点的に行いたいと考えている取組」                                   |
| 問39           | 貴学において消費者教育を推進するにあたり課題と考えていること  |
| 問40           | 消費者教育の今後のあり方や課題、文科省の消費者教育施策等についてご意見・ご要望等  |

※ 令和4年5月に「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、令和4年7月1日から教員免許更新制が廃止された。

凡例  
 …令和元年度調査で追加された項目  
 …令和3年度調査で追加された項目  
 …令和元年度・令和3年度調査において削除された項目

## 事例調査のヒアリング先について

| 年度   | 大学・自治体等  | 取組   |
|------|--|--|
| 平成22 | 東北大学   | ・授業・セミナー等による消費者教育の試行<br>・チラシ・ポスター等による消費者教育の試行<br>※H22 消費者教育の試行的実施による効果検証のための調査研究                               |
|      | 桜美林大学  |  |
|      | 横浜市立大学   |  |
|      | 岐阜女子大学   |  |
|      | ボーアイ4大学連携推進センター（神戸学院大学、神戸女子大学、神戸医療大学、神戸女子短期大学） | ※H22 消費者教育の試行的実施による効果検証のための調査研究  |
|      | 熊本大学   |  |
|      | 岩手県金ケ崎町中央生涯教育センター                              |  |
|      | 栃木県地域婦人連絡協議会（矢板市）                              |  |
| 平成25 | 杉並区立消費者センター                                    | ・消費者啓発サポーターへの普及啓発活動<br>・消費者啓発サポーターから高齢者への普及啓発<br>※H22 消費者教育の試行的実施による効果検証のための調査研究                               |
|      | 静岡県地域女性団体連絡協議会（静岡市）                            |  |
|      | 奈良県地域婦人団体連絡協議会（王寺町）                            |  |
|      | NPO法人福岡食事サービスころっけ（福岡県福津市）                      |  |
|      | 静岡大学   | ・大学生に対する体系的な消費者教育実施に向けた教材開発  |
|      | 特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアム                        | ・消費者市民社会の構築にむけた小・中・高・大学向けの消費者教育プログラムの開発・実践・検証  |
|      | 雲南市教育委員会（島根県）                                  | ・「食」を通じた消費者育成推進事業  |
|      | 中萩校区まちづくり推進委員会（愛媛県新居浜市）                        | ・地域で取り組む消費者教育推進事業  |
| 平成28 | 横浜国立大学   | ・『140（いい支援）プロジェクト』から考える消費者市民社会   |
|      | 立教大学   | ・全学共通科目「持続可能な地域社会を考える」   |
|      | 静岡大学   | ・消費者教育の専門家を養成する消費生活科学専攻  |
|      | 名古屋学院大学  | ・フェアトレードプロジェクト「もうひとつのチョコレート展 in なごや」の開催  |
|      | 岐阜大学   | ・自分で家計簿を付けることによって、消費生活の実態を学ぶ   |
|      | 鳥取大学   | ・県消費生活センターとの連携による『くらしの経済・法律講座』   |
|      | 福島県  | ・中学校・高校の家庭科における消費者教育の充実を図るための教員研修<br>・特別支援学校高等部の生徒に対する、スマートフォン・携帯電話に関するトラブル防止のための取組<br>・消費生活課による冊子の作成、出前講座等の提供 |
|      | 品川区  | ・公益財団法人「ジュニア・アチーブメント日本」と連携し、小中一貫教育の市民科の学習の中で経済体験学習プログラムを実施   |
|      | 坂戸市  | ・公民館の高齢者学級における消費者問題をテーマにした取組   |
|      | 千葉県  | ・くらし安全推進課・教育委員会・学校の連携による金融・金銭教育研究校の取組<br>・県内の小学校5年生が祖父母等に注意喚起のはがきを発送する「STOP!電話de 詐欺カクニンダーはがき大作戦」               |
|      | 千葉県立銚子商業高等学校                                   | ・金融・金銭教育研究校として取り組む、小学校への出張授業<br>・授業の一環で行う様々な消費者教育及び地域貢献に関する取組  |
|      | 大阪府  | ・消費生活センター等との連携による高校生向け事業・教員研修  |
|      | 神戸市  | ・神戸コンシューマー・スクール（KCS）において、消費者問題の専門家を養成<br>・修了生は「消費生活マスター」として、消費者問題に関する各種啓発活動に従事                                 |
|      | 稲美町  | ・食育活動を通じた消費者教育に関する取組として、「食育実践プログラム」を実施   |
|      | 山口県  | ・平成28年度消費者教育アドバイザー派遣事業   |
|      | 鹿児島市   | ・教育委員会生涯学習課が主体となって高齢者を含む広く市民向けに各種講座・教室を開講  |
| 令和元  | 北海道大学  | ・食堂年間利用券（ミールカード）利用による食育、産地明示による食の安全教育<br>・レジ袋有料化・廃止等を組合員討議により決定することによる環境課題認識の向上                                |
|      | 聖心女子大学   | ・英語で環境問題や国際協力、SDGsなどを学ぶ授業「グローバルリーダーシップ・プログラム」<br>・2泊3日の農村体験から環境問題について考える「サーバント・リーダー体験型セミナー」                    |
|      | 横浜国立大学   | ・栄養士のアドバイスや体力測定等を行う「食生活相談会」の開催   |
|      | 愛知県淑徳大学  | ・学生が持続可能な社会に貢献し、地域と共に自立した消費者になるための活動を支援する組織「CCC（コミュニティ・コラボレーションセンター）」  |
|      | 名古屋市立大学  | ・大学と金融機関の連携事業 夏休み学習教室「つくってみよう！自分の未来図」  |
|      | 京都ノートルダム女子大学                                   | ・教員養成課程で環境教育を学ぶ「現代人間学部こども教育学科選択科目『環境教育』」   |
|      | 関西大学   | ・堺市との地域連携事業「子どもの金融リテラシー向上に向けた活動」   |
|      | 阪南大学   | ・大学生協が事業者・行政と連携して取り組むSDGs×消費者教育ワークショップ<br>・生産者との交流や出荷までのこだわりについて学ぶ「大山乳業訪問研修」                                   |
|      | 就実大学・就実短期大学                                    | ・同好会による消費者教育を広める活動「キッズタウン SHUJITSU」  |
|      | 香川大学   | ・理論と実務の両方を学ぶ「法学部法学科選択科目『消費者生活と法』」  |
|      | 大分大学   | ・環境NPO「チームマイナス2°C」と連携したエンカール懇談会の開催   |
|      | 栃木県  | ・ゲームを通してお金の使い方を実践的に学ぶ「おこづかいゲーム」<br>・親子で消費について楽しく学ぶ「消費者親子教室」  |
|      | 狭山市  | ・地域の大学・市町村・企業・団体が連携する「子ども大学さやま」<br>・「学ぼう お金の世界」で子どもの知的好奇心を刺激   |
|      | 富士市  | 「市政いきいき講座」における高齢者対象の出前消費者啓発講座  |
|      | 野々市市   | ・小学生を対象とした体験型消費者教育事業「こどものまち Bom Bom Town」  |
|      | 飛騨市  | ・「身近な消費生活と環境」をテーマに米生産農家と連携した米づくり体験   |
|      | 江南市  | ・小学校5年生を対象とした「消費者生活出前講座」   |
|      | 近江八幡市  | ・消費者教育に関わる多様なメンバーによる消費者教育のあり方検討会の開催<br>・児童が消費者被害の見守りを担う「SDGs こども見守り隊」<br>・授業に消費者教育を取り入れる「消費者教育推進ワークショップ」       |
|      | たつの市   | ・市内の小学4年生全員を対象とした「海に学ぶ体験学習事業」  |
|      | 徳島県  | ・「TOKUSHIMA 消費者教育」ステップアップ事業<br>・「Go! Go! エシカル」わくわく徳島プロジェクト   |
| 愛媛県  | ・成年年齢の引下げに向け、高校での「主権者・消費者教育推進事業」の実施            |  |
| 福岡県  | ・成年年齢引下げに対応するための消費者教育「巣立ち応援事業」                 |  |
| 令和3  | 奈良女子大学   | ・歴史ある生協学生委員会 WINDY が取組む SDGs   |
|      | 四国大学   | ・四国大学における SDGs と消費者教育の取組   |
|      | 高知工科大学   | ・高知工科大学における SDGs と消費者教育の取組地域の悩みを解決するプロジェクト活動から学ぶ「コミュニティサービスラーニング（CSL）」   |
|      | 宮城県牡鹿郡女川町                                      | ・地域が輪になって取り組む「小・中一貫教育女川プラン - 女川生活実学」   |
|      | 大阪府岸和田市  | ・小学校社会科副読本「わたしたちの郷土」動画制作   |
| 令和4  | 岐阜大学   | ・「ランチセミナー開催」から通常講義に 岐阜大学における消費者教育の取組   |
|      | 千葉大学   | ・プラスチック削減！大学生協で有料「米ストロー」を導入  |
|      | 近江八幡市  | ・消費生活センター・教育委員会・学校の密な連携により長期的に消費者教育を推進<br>・指導内容に含まれる消費者教育の「見える化」を実践  |
|      | 御殿場市   | ・コーディネーターを配置し、消費者教育推進に取組む  |